

平成23年8月まで!

皆さんのまちづくり、地域活動を支援します。

建築士が参画する 地域貢献活動助成金

滋賀地域貢献活動センターは、滋賀県建築士会会員が参画する県内の地域貢献活動を支援し、地域社会の発展に寄与することを目的としております。

当センターでは、建築士と共に 次の8つの視点でまちづくり、地域活動をしている、またはしようとしているグループに、活動費の助成や技術・情報などの支援をしています。

地域のまちづくり

自然環境の保全・整備

歴史的遺産の保存
及び再生と活用

福祉環境の整備

景観の保全

地域防災づくり

居住環境の保全・整備

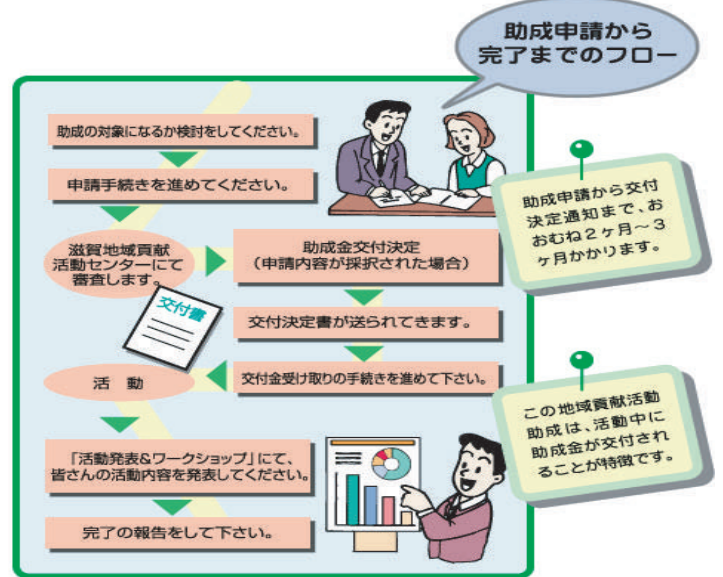
その他
地域活性化
社会サービス

助成金

- 1件の限度額：30万円かつ事業費の1/2
- 本年度総助成額：90万円

助成の条件

- 滋賀県建築士会の会員2名以上（継続して5年以上の会員）が参画している活動グループ。
- 営利を目的としない地域貢献活動グループ
- 平成24年3月20日までに報告書等の提出を行う事
- 他の助成金を受けている場合は、助成を受けられない場合があります。



応募の申請は、次により申し込んでください。

- ① 申請書の提出： 助成を申請する団体は、「地域貢献活動基金助成申請書」等にその他必要書類を添付して（社）滋賀県建築士会事務局に提出して下さい。申込書は滋賀県建築士会ホームページの地域貢献活動センター応募手続きからダウンロード出来ます。（36kB）
- ② 提出期間： 助成申請の応募は、平成23年8月31日（平成23年度限定）まで受け付けております。
 - 来年度の申請予定についても相談に応じます。

提出および
問い合わせ先

滋賀県大津市におの浜1丁目1番18号 建設会館3階

TEL:077-522-1615 FAX:077-523-1602



社団法人 滋賀県建築士会

E-mail: shiga-sa@mx.bw.dream.jp